

令和5年度かかりつけ医の総合的評価による介護予防事業

資料1

【目的】

高齢者を対象に、かかりつけ医が日常の受診の機会をとらえ、フレイルに関する「総合的評価」を実施し、高齢者の状態に応じた介護予防サービス等につなげる仕組みをつくり、高齢者の介護予防を促進する事業です。

【対象】

以下、①～④の全てを満たす者

①75歳以上80歳未満、②介護認定を受けていない、③急性疾患を除く、

④介護予防、他者との交流や社会参加の機会を増やすことが望ましいと医師が判断した方

【概要】

- ①高齢者が、かかりつけ医へ定期受診。
- ②かかりつけ医は、上記【対象】の条件を満たす高齢者に本事業を説明し、同意を得る。
そして、「質問票」を用い総合的評価を実施し、総合的評価対象者（以下、「被評価者」という。）全員を地域包括支援センター（以下、「包括」という。）へ誘導する。
- ③かかりつけ医は、包括へ「質問票」と「総合的評価実施報告書」を情報提供する。
- ④被評価者は包括へ相談する。
- ⑤包括は、相談に来た被評価者をかかりつけ医からの情報を基に、介護予防サービスや通いの場及び、通いの場等でのボランティア活動等を勧める。なお、相談に来ない被評価者へは、状況把握のため架電する。
- ⑥包括は、かかりつけ医へ「最終結果報告書」を送付する。
- ⑦包括は、本事業の実施状況を、市へ定期的に報告する。
- ⑧かかりつけ医は、市へ請求書を送付する。
- ⑨市は、かかりつけ医へ手数料を支払う。
- ⑩市は、被評価者の状態変化を把握するとともに、本事業の効果検証をする。

